

2018 年度税制改正における タックスヘイブン対策税制の見直しによる PMI に伴うグループ内組織再編の円滑化

Issue 107, February 2018

In brief

2017 年 12 月 22 日に平成 30 年度税制改正の大綱(以下、「2018 年度税制改正大綱」)が閣議決定されました。

2018 年度税制改正大綱では、日本企業によるクロスボーダーM&Aにおいて、シナジーの最大化のためには、PMI(Post Merger Integration: 買収後における経営統合)に伴うグループ内組織再編が重要であると見做され、この円滑な実行を図る観点から、タックスヘイブン対策税制の見直しを行うこととしています。

具体的には、タックスヘイブン対策税制上、日本企業がクロスボーダーM&Aにより傘下に入ったペーパーカンパニー等を整理するにあたり海外子会社等の株式を譲渡した場合において、一定のときには、適用対象金額からその譲渡により生じる利益の額を控除することとしています。

In detail

1. 一定の株式譲渡益の適用対象金額からの控除

特定外国関係会社又は対象外国関係会社(以下、「特定外国関係会社等」(注1))が、外国関係会社に該当することとなった外国法人の統合に関する基本方針及び統合に伴う組織再編の実施方法等を記載した計画書に基づいて、一定の期間内に(注2)、その有する対象株式等(注3)を当該特定外国関係会社等に係る内国法人又は他の外国関係会社(特定外国関係会社等に該当するものを除く。)に譲渡をした場合において、その譲渡の日から2年以内に当該譲渡をした特定外国関係会社等の解散が見込まれること等の要件を満たすときは、その対象株式等の譲渡による利益の額(注4)を、当該譲渡をした特定外国関係会社等の適用対象金額の計算上控除することとされます。

(注1) 一定の内国法人が株主等である特定外国関係会社等は除きます。

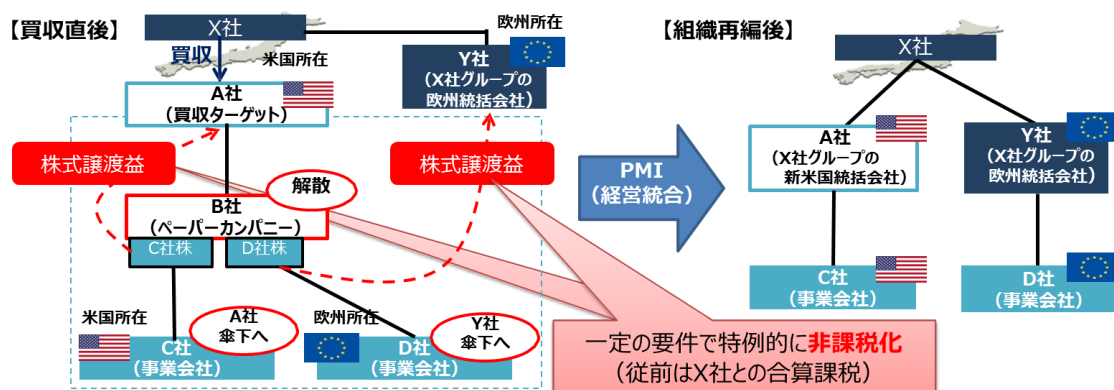
(注2) 居住者等株主等による当該特定外国関係会社等に係る直接・間接の株式保有割合等が50%を超えることとなった場合における当該超えることとなった日(以下、「特定関係発生日」)から原則として当該特定関係発生日以後2年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度とされます。ただし、特定外国関係会社等の2018年4月1日から2020年3月31日までの間に開始する各事業年度については、特定関係発生日から当該特定関係発生日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度とされています。

(注 3) 外国関係会社(特定外国関係会社等に該当するものを除く)の株式等で、特定関係発生日に有するものをいいます。

(注 4) 対象株式等を発行した外国関係会社の合併、解散による残余財産の分配その他の事由に伴って特定外国関係会社等において生ずる対象株式等の譲渡による利益の額を除きます。

上記改正は、外国関係会社の 2018 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用することが予定されています。

【モデルケース】 X社が、米国所在のA社買収後、A社をX社グループにおける米国の統括拠点とする一方、A社が保有していた欧州子会社については、X社の従来からの欧州拠点であるY社の直接傘下とする。



(出所:経済産業省 平成 30 年度 経済産業関係 税制改正について)

2. 実務上への影響

上記改正は PMI に伴うグループ内組織再編の円滑な実行を図る観点から行われるものであり、今後、クロスボーダーM&A においては、今回の改正事項の適用も考慮に入れたうえで、シナジー効果の最大化を図るための PMI のプランニングを行い、それを実行していくことが必要になるものと考えます。

このためには、例えば、クロージング後から検討を開始するのではなく、日本親会社の税務部門等が中心となり、デューデリジェンス等のプレ・クロージング期間における各手続等において、買収の対象となる企業グループ各社のタックス・ヘイブンの税制上のステータス等を適切に把握するための情報収集、本改正事項の適用可能性の分析、及び、その結果を踏まえた PMI の再編等も含むストラクチャリングの検討を行う等の対応が求められます。また、本改正事項の適用要件とされている外国法人の統合に関する基本方針及び統合に伴う組織再編の実施方法等を記載した計画書について、適切に策定することも必要となります。

こうした対応を適切に実行するため、日本親会社の税務部門が M&A 案件について初期的段階から関与し、税務に関して統括・管理する仕組みを整備し運用していくことが重要となります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

小野寺 美恵

03-5251-2791

mie.onodera@jp.pwc.com

パートナー

山岸 哲也

080-1114-3872

tetsuya.t.yamagishi@jp.pwc.com

マネージャー

中原 拓也

080-4104-5347

takuya.nakahara@jp.pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 620 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 236,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2018 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。